

佐渡市高齢者虐待対応マニュアル（案）要点

1. 作成趣旨

平成 18 年 4 月に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行され、厚生労働省で作成されたマニュアルを準用してきた。しかし、関係機関と連携して支援する中で、佐渡市独自に「要支援者情報シート」を活用するようになったこと。また、高齢者虐待対応に従事する職員が、独自様式を活用しながら、虐待の有無や対応の終結の判断を含め、虐待の防止や早期発見、高齢者の安全確保と養護されている方の負担軽減に向けた支援を行うなど、適切に業務を行っていくことができるよう佐渡市版のマニュアルを作成するに至った。

2. 構成

I 高齢者虐待防止の基本で、高齢者虐待の定義や国・都道府県・市町村・国民の役割などの基礎的な点を掲載している。

II 養護者による虐待への対応（市町村における業務）では、高齢者虐待防止・早期発見、高齢者虐待対応の支援内容などについて掲載している。

3. 内容

(1) 高齢者虐待防止の基本

- ・「高齢者」65歳以上と定義。（P 2）
- ・「養護者」金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）。（P 2）
- ・「養護者による高齢者虐待類型」具体的な高齢者虐待を例示。（P 6）
- ・「高齢者」「養護者」に該当するか。具体的な虐待状況の確認資料とする。
- ・高齢者虐待防止の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができること。高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまで支援すること。（P 16）
- ・虐待対応時の留意事項として、高齢者の安全確保を優先すること、迅速な対応を意識することなどの虐待対応の基本姿勢を記載している。（P 18～P 19）

(2) 養護者による虐待への対応

- ・高齢者虐待の啓発として、高齢者虐待に関する正しい知識と理解を持ち、虐待を発生させない地域づくりを目的に、講演会等で周知を図っている。（P 24）
- ・高齢者虐待の対応として、初動段階、対応段階、終結段階に分けて記載。（P 27）
- ・初動段階として、通報の受理、原則 48 時間以内の事実確認、高齢者の安全の確保、対応方針の決定について記載。（P 30～）
- ・対応段階として、対応方針に沿った対応の実施、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化について記載。（P 64～）
- ・終結段階として、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認し、終結とする。（P 66）
- ・養護者の負担軽減等の支援（P 66～）や財産上の不当取引による被害の防止（P 68）について記載。